情報コーナー

化学物質に関する法規制の動き

化学物質に関する法律で、最近改正等のあった主なものとして、「消防法」毒物及び劇物取締法」PRTR法」労働安全衛生法」廃棄物処理法」麻薬及び向精神薬取締法」があります。これらにつきまして、その内容と改正の支援として行われている官公庁の取り組みをご紹介いたします。これらの情報は、ホームページでも公開されておりますので、詳細は所管官庁等のホームページを参照して下さい。

1.消防法の改正

平成13年7月4日法律第98号により、以下の通り、消防法が改正された。(平成13年7月4日消防予第227号消防危第81号消防庁長官通知 [http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1307/130704yobo227.htm]参照)

- 1)消防法別表第5類「自己反応性物質」の項の品名欄に掲げる物品として、ヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類が追加された。なお、施行日は平成13年12月1日。
- 2)消防法危険物第4類「第4石油類」の定義にある引火点の設定が「一気圧において200 以上250 未満」とされた。同じく「動植物油類」については「一気圧において引火点が250 未満」とされた。(これまで引火点の上限はなかったが、今回の改正で上限が設定された)

なお、施行日は平成14年6月1日。

2 . 毒物及び劇物取締法の改正

平成13年6月29日政令第227号により、以下の品目が毒物・劇物に指定又は除外された。この変更に伴い施行規則も変更された。(平成13年6月29日 医薬発第692号 厚生労働省医薬局長通知参照)

なお、施行日は平成13年7月10日。ただし、 除外に係る改正は公布日(平成13年6月29日) から施行。

- ① 毒物に指定:ナラシン、その塩類及び これらのいずれかを含有する製剤(ただ し、ナラシンとして10%以下を含有す るものを除く)
- ② 劇物に指定:ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であって、ナラシンとして10%以下を含有するものにだし、ナラシンとして1%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く)
- ③ 劇物から除外:5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-3-シアノ-4-トリフルオロメチルフィニルピラゾ-ル(別名フィプロニル)5%以下を含有するマイクロカプセル製剤(現行では、1%以下を含有する製剤のみ劇物から除外)
- ④ 劇物から除外:2-シアノ-3,3-ジフェニルプロパ-2-エン酸2-エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤

3 . 毒劇法MSDSについて

平成13年3月12日に開催された薬事協会講習会の事後質問に対する回答の中から、毒劇法MSDSに関する主な内容を抜粋した。

- 1) 毒劇法では容量200mg以下はMSDS配付義務の対象外になっているが、この裾切り値は含有量ではなく、毒物・劇物を含有する製剤全体の量を指している。
- 2) 販売業者がメーカーからCD ROMで 提供してもらった情報をそのままユーザー提供する場合は、相手先の承諾を得てから行う必要がある。また、「情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所」が内容に含まれていないため、別紙に添付する等、記載事項が満たされるようにする必要がある。
- 4. 化学物質管理促進法(PRTR法)について
- 1)環境省は同省ホームページのPRTR法についてのページ http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html 』に、新たに「PRTR対象化学物質データベース」を開設した。PRTR法対象の435物質について、構造式や毒性、物性、関連法令などの情報を網羅している。検索方法は、物質名(別名や名称の一部でも可能)を入力すると、CAS番号(米国化学会の識別番号)や施行令番号をはじめ、用途、構造式などの基礎データが表示される。
- 2)環境省と経済産業省は、PRTR法の政 省令で規定する事項のうち、未制定であ る「秘密情報の取扱い」や、開示にかかる 「手数料」などについての政省令案をまと めた。同省は国民から意見を集めた上で 政省令の制定手続きに入る。同省案では、 秘密情報の取扱いは化審法の既存化学物 質名簿における構造分類を参考とし、13 の区分名での対応を検討している。開示

手数料案は、次の通り。

- ① 用紙に出力したものを交付する場合は、用紙1枚につき20円
- ② フロッピーディスクに複写したものを交付する場合は0.5メガバイトまでごとに260円及びFD1枚につき80円
- ③ CD ROMに複写したものを交付す る場合は、0.5メガバイトまでごとに 260円及びCD - ROM1枚につき200円

5 . 労働安全衛生法の改正

以下の通り、安衛法が改正された。詳細は 中央労働災害防止協会安全衛生情報センター ホームページ参照。

- 1) 平成13年3月28日政令第78号により、 エチレンオキシド(1パーセントを越えて 含有する製剤その他のものに限る)が特 定化学物質の第二類物質に追加された。 これに伴い、施行規則、障害予防規則に 取扱い等に関する事項が追加された。特 記事項としては、定期健康診断(当該業 務への配置換え及び6ヶ月以内ごと1回) の必要があることが上げられる。なお、 施行日は平成13年5月1日。(平成13年4月 27日 基発第413号 厚生労働省労働基準局 長通達 [http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/ 100196 1参照)
- 2)平成13年11月16日厚生労働省令第212号により、ヒドロキシルアミン及びその塩を製造又は取扱う場合に構ずべき措置が定められた。なお、施行日は平成13年12月1日。(平成13年11月16日基発第1004号厚生労働省労働基準局長通達[http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100277]参照)また、平成13年12月3日技術上の指針公示第17号により、「ヒドロキシルアミン等の安全な取扱い等に関する技術上の指針」が制定され、適切かつ有効な実施を

図るための技術上の指針が示された。 (平成13年12月3日 基発第1036号 厚生労働省労働基準局長通達[http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100287]参照)その内容の閲覧は、厚生労働省労働基準局安全衛生課及び都道府県労働局労働基準部安全衛生課又は安全課へ連絡すること。

- 6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物処理法 か改正
 - 1)平成3年度から適用されたマニフェスト制度が平成13年4月1日から改正され、運用開始されている。その改正のポイントは次の通り。マニフェスト制度の詳細は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページ、http://www.jwnet.or.jp/ 参昭.
 - ① 排出事業者の確認義務が拡大(最終処分終了までの確認が必要となる)
 - ② マニフェスト(産業廃棄物管理票)の様式が変更(最終処分場所の記入欄が追加)
 - ③ 排出業者に対する罰則が強化(排出 業者も勧告・措置命令の対象となり、 刑事罰の可能性あり)
 - ④ 産業廃棄物の処理を委託するときの 基準が強化(産業廃棄物処理業許可証 写しの添付が必要となる)
 - 2) 環境省は、同省ホームページ[http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial =2661]に「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」を公開した。平成12年度の廃棄物処理法の改正により、前年度の産業廃棄物発生量が1 000トン(特別管理産業廃棄物は50トン)以上の事業所を有する事業者は、処理計画を策定して都道府県に提出し、実施状

況を報告することとなり、その処理計画 を実際に作成する際のマニュアルとして 考えられている。また、報告に要する様 式及び作成例が同時に公開されている。

7. 麻薬及び向精神薬取締法の改正

平成13年10月26日政令第334号により、麻薬及び向精神薬取締法において麻薬向精神原料に指定されていた以下の品目が、同法の特定麻薬向精神原料に追加指定された。(平成13年10月26日 医薬発第1174号 厚生労働省医薬局長通達参照)

① 無水酢酸 50%以下を除く)

の義務が生じる。

② 過マンガン酸カリウム(10%以下を除く) 施行日は、平成13年11月25日。この改正により、施行日以降、上記2物質の製造業、卸小売業を行うには、「特定麻薬等原料製造業者」、「特定麻薬等原料卸小売業者」の届出等が必要となる。また、上記業者には記録(製造、譲渡した特定麻薬向精神原料の品名、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、住所等)